次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画

学校法人 藤学園

我が国は、「少子高齢化に伴う生産年齢人口の減少」「育児や介護との両立など、働く方のニーズの多様化」などの状況に直面しています。

こうした状況の下、学校法人藤学園(以下、本学園という。)としては、本学園の設置する 学校に勤務するすべての職員が、意欲をもって能力を存分に発揮できる環境を整えること は重要と考えており、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえ、仕事と生活(子育て)との 調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のとおり行動計画を策定する。

記

1. 計画期間:2020年4月1日 ~ 2025年3月31日までの5年間

2. 取組み内容

- (1) 藤学園が設置する大学の学長、中学高等学校の校長及び幼稚園の園長(以下、学校の長という。)は、育児休業法をはじめ関係法令の趣旨を踏まえ、その対象とするすべての職員に対して、採用時、あるいは研修会や諸会議などを通じ、規定等の周知を図るよう努めること。
- (2) 年次有給休暇の取得にあたり学校の長は、適正な健康管理と長時間労働をなく す観点から、学校の教育活動などの実態を踏まえ、当該関係職員に対して計画的 に取得しやすい雰囲気づくりと職場環境の整備に努めること。
- (3) 学校の長は、仕事と生活(子育で)の調和を図るため、職場環境の実態などを踏ま え、学校行事の見直しのほか、職員の理解と協力を得て、円滑で効果的な取り組 みや業務のより一層の創意工夫を凝らすなど、必要に応じて具体的・効果的な取 り組みに努めるものとする。